

電池類は資源の日に収集

不要になった電池は適切な処分を



電池類の中でもリチウムイオン電池は、破損・変形によって、発熱や発火する危険性があります。不要になった電池は、正しく処分してください。

火災事故が発生しています

燃えるごみや粗大ごみ、プラスチック製容器包装に混入したリチウムイオン電池が原因の火災事故が報告されています。リチウムイオン電池は中に燃えやすい



液体が入っていることもあり、発火の危険性が特に高いといわれています。

◀発火した
リチウムイオン電池

適正な分別を

リチウムイオン電池を含む充電式電池類は、携帯電話やスマートフォン、デジタルカメラ、モバイルバッテリー、加熱式たばこ、コードレスタイプの掃除機な

ど、多くの家庭用小型電気機器に使用されています。充電電池やボタン電池、コイン電池は、端子部分を透明なセロハンテープで絶縁し、資源ごみの収集日に「電池類」のボックスに出してください。

屋外焼却はやめましょう！

市には年間を通じて、煙や臭いなど屋外焼却に関する苦情が多く寄せられています。これからの時期、切り落とした枝や刈った草、落ち葉などの屋外焼却を行う例が多く見受けられますが、屋外焼却は原則禁止です。

例外として、屋外焼却が認められる場合もありますが、周囲に住んでいる人の健康を害したり、洗濯物を汚したりすることがないように配慮が必要です。

☎生活環境課 995-1816

美化センター 992-3210

市民無料相談を開催

行政相談、人権相談、資格団体相談



各分野の専門家が相談に応じます。申し込みは不要です。直接会場へお越しください。

🕒10月21日(月) ※受付▶終了時刻の20分前まで

📍市役所 4階会議室

行政相談 10/7(月)～10/13(日)は行政相談週間

市内には、2人の行政相談委員がいます。皆さんから行政への要望などを聴き、アドバイスをしたり、そこで明らかになった問題を関係する行政機関へ通知したりします。気軽に相談してください。

🕒10時～12時、13時～15時

行政相談委員



湯山貴志子さん (御宿)



芹澤隆伸さん (茶畑)

人権相談

子どもの人権、女性の人権、その他差別待遇などの人権問題の相談。人権擁護委員が応じます。

🕒10時～12時、13時～15時

資格団体相談

土地、家屋（空き家、マンション含む）、相続、各種登記、会社の設立、増資、成年後見業務、社会保険労務などに関する相談。司法書士、行政書士、社会保険労務士、宅地建物取引士、土地家屋調査士、建築士、マンション管理士が応じます。

🕒10時～12時

弁護士による法律相談

🕒11月20日(水) 10時～12時 ※1組20分以内

📍市役所 4階401会議室 定 6組 (先着順)

📅11月1日(金) 8時30分～

☎戦略広報課へ電話でお申し込みください。

☎戦略広報課 995-1802